第3節 地域医療支援病院の整備目標

【現状と課題】

現状

- 1 地域医療支援病院の趣旨
 - 地域医療支援病院とは、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、かかりつけ医・かかりつけ歯科医が第一線の地域医療を担い、これらの支援を通じて地域医療の確保を図ることを目的として、平成9年の第3次医療法改正により制度化されました。

2 地域医療支援病院の承認状況

- 地域医療支援病院については、都道府県知事が その承認を与えることとされており、全国で540 病院(平成29年3月末現在)が承認を受けてい ます。本県には、現在、第二赤十字病院始め20 病院あります。(表1-3-1)
- 従来は、地域医療支援病院の承認要件の一つとして、紹介率が80%以上とされていたため、要件に適合する病院がありませんでしたが、平成16年7月に要件の見直しが行われたため、見直し後の要件に適合する病院からの申請が増加しました。さらに、平成26年4月にも承認要件の見直しが行われています。
- 3 地域医療支援病院に係る地域での合意形成
 - 地域医療支援病院の承認に当たっては、当該医療圏の関係者の意見を聴くこととしており、具体的には、圏域保健医療福祉推進会議において意見聴取を行い、地域での合意形成を図ることとしています。

課 題

- 地域医療支援病院は、地域における 病診連携の推進方策の一つとして有益 であるため、地域医療支援病院の要件 を満たす病院からの申請に基づき承認 していくことが必要です。
- 地域医療支援病院は、かかりつけ医等を支援することにより、地域医療を確保するものであり、地域医療支援病院の承認に当たっては、当該病院の機能のみでなく、かかりつけ医等との連携方策等、当該地域の実情を考慮する必要があります。
- 現在地域医療支援病院がない医療圏は、海部医療圏、西三河北部医療圏、 東三河北部医療圏の3 医療圏であり、 地域的な偏在がみられます。

【今後の方策】

- 地域における病診連携の推進を図るため、地域医療支援病院の要件に適合する病院からの 申請に基づき、医師会等関係者の合意形成を踏まえて、順次承認していくこととします。
- 公立・公的病院については、医療圏において果たすべき役割として、地域における医療を 支援する機能の強化が期待されており、各病院のあり方等の検討の際には、地域医療支援病 院の承認も考慮するよう努めます。
- 地域医療支援病院については、2次医療圏に1か所以上の整備に努めます。
- 地域医療支援病院の承認を受けた病院については、業務報告等を通じて、地域医療支援病院としての業務が適切に行われるよう指導します。
- 地域医療支援病院の整備が早期に見込まれない医療圏については、病診連携システムの推 進を図ることにより、地域医療支援機能の充実を図ります。

【目標值】

今後、記載予定

表 1-3-1 地域医療支援病院(平成 29 年 3 月 31 日現在)

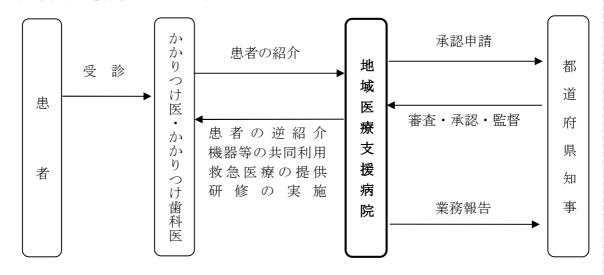
医療圏	医療機関の名称	所在地	承認年月日
名古屋· 尾張中部	第二赤十字病院	名古屋市昭和区	平成 17 年 9 月 30 日
	第一赤十字病院	名古屋市中村区	平成 18 年 9 月 29 日
	中京病院	名古屋市南区	平成 18 年 9 月 29 日
	(国) 名古屋医療センター	名古屋市中区	平成 19 年 9 月 26 日
	掖済会病院	名古屋市中川区	平成 19 年 9 月 26 日
	名古屋記念病院	名古屋市天白区	平成 21 年 3 月 25 日
	中部労災病院	名古屋市港区	平成 23 年 9 月 14 日
	市立東部医療センター	名古屋市千種区	平成 25 年 3 月 27 日
	市立西部医療センター	名古屋市北区	平成 25 年 9 月 17 日
	国共済名城病院	名古屋市中区	平成 27 年 9 月 25 日
尾張東部	公立陶生病院	瀬戸市	平成 23 年 9 月 14 日
尾 張 西 部	総合大雄会病院	一宮市	平成 23 年 3 月 22 日
	一宮市民病院	一宮市	平成 24 年 9 月 24 日
尾張北部	春日井市民病院	春日井市	平成 24 年 9 月 24 日
	小牧市民病院	小牧市	平成 27 年 9 月 25 日
知 多 半 島	市立半田病院	半田市	平成 24 年 9 月 24 日
西三河南部東	岡崎市民病院	岡崎市	平成 21 年 9 月 11 日
西三河南部西	厚生連安城更生病院	安城市	平成 22 年 9 月 27 日
	刈谷豊田総合病院	刈谷市	平成 28 年 9 月 26 日
東三河南部	豊橋市民病院	豊橋市	平成 26 年 9 月 26 日

地域医療支援病院

○ 地域医療支援病院とは

かかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援し、2次医療圏単位で地域医療の充実を図る病院として、医療法第4条の規定に基づき都道府県知事が地域医療支援病院として承認した病院

(地域医療支援病院のイメージ)



○ 地域医療支援病院の開設者となることができる者(医療法第4条·平成10年厚生省告示第105号)

国、都道府県、市町村、公的医療機関の開設者、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人

(平成 16 年 5 月 18 日に次の者を追加) 社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、 一定の要件を満たすエイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院の開設者

- 地域医療支援病院の承認要件
- (1) 紹介外来制を原則としていること 次の①、②又は③のいずれかに該当すること(平成26年4月に②及び③改正)
 - ① 紹介率が80%以上であること
 - ② 紹介率が 65%以上であり、かつ、逆紹介率が 40%以上であること
 - ③ 紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること
- (2) 共同利用のための体制が整備されていること
- (3) 救急医療を提供する能力を有すること
- (4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力を有すること
- (5) 原則として 200 床以上の病床を有すること
- (6) 一般の病院に必要な施設に加え、集中治療室、化学、細菌及び病理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車並びに医薬品情報管理室を有すること